

令和8年3月4日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・令和8年3月4日（水） 14時30分 ～ 15時42分
- ・1703会議室

2 出席者

| | | | |
|-----|---------------|--------------------|---------|
| 教育長 | 堀 貴 雄 | 事務局職員 | |
| 委員 | 村 上 啓 雄 | 副教育長 | 松 本 順 志 |
| 委員 | 打 江 記 代 | 教育次長 | 中 川 敬 三 |
| 委員 | 吉 田 香 央 里 | 義務教育総括監 | 青 木 孝 憲 |
| 委員 | 木 下 貴 子 (Web) | 教育総務課長 | 野 中 正 史 |
| | | 教育総務課教育主管 | 安 部 博 貴 |
| | | 教育総務課教育主管 | 三 島 晃 陽 |
| | | 義務教育課長 | 吉 村 嘉 文 |
| | | 義務教育課教育主管 | 渡 辺 出 |
| | | 高校教育課長 | 棚 橋 武 司 |
| | | 高校教育課教育主管 | 有 尾 隆 宏 |
| | | 特別支援教育課長 | 服 部 秀 明 |
| | | 総合教育センター長心得兼教育研修課長 | 高 木 岳 |
| | | 体育健康課長 | 日 下 部 光 |
| | | 体育健康課教育主管 | 古 田 浩 章 |
| | | 学校安全課長 | 大 和 谷 淳 |
| | | 学校安全課生徒指導企画監 | 那 須 貴 |
| | | 教育管理課長 | 中 野 嘉 章 |

3 議事日程等

議第1号、議第4号、議第7号について、非公開とすることを決定

4 会議録

令和8年2月13日開催の定例教育委員会の会議録を承認

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------------|--|
| 議第2号 | 岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則について |
| 教育総務課 長 | <p>本議案は、令和8年4月1日に公益信託に関する法律が施行されることに伴い、関係する教育委員会規則を廃止するものである。資料の説明に入る前に、現行の公益信託について説明する。公益信託とは、個人や法人が保有する財産を公益目的のために活用しようとする場合は、信託銀行にその財産を信託する。信託銀行はその財産を管理運用して、預けられた個人や法人の思いに沿った公益活動を行う制度である。具体的には、奨学金の支給などであり、県教育委員会の所管の公益信託は2件ある。現行制度では、所管する主務官庁、これには教育委員会も含まれるが、それぞれが許可監督する形となっており、県でも、知事部局の各部や教育委員会がそれぞれ許可等を行っているが、公益信託に関する法律の施行により、今後は一括して、知事が公益認定等を審議会の意見に基づき、公益信託の認可等を行うことになる。</p> <p>今回の法施行に伴い、教育委員会が所管する規則の2件を廃止させていただく。</p> <p>1つ目は、岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則。この規則は主務官庁による許可監督制のもとでの必要事項を定めているが、今後は、知事が公益信託の認可等を行うことになるため、廃止するものである。</p> <p>2つ目は、岐阜県教育委員会の所管する条例等に係る岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則。この規則では、先ほどの規則に関する申請書類などの書面について、書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行う場合の必要事項を規定しているが、1つ目の規則の廃止に伴い廃止するものである。</p> |
| 教 育 長 | 議第2号について、挙手により採決する。 |
| 教 育 長 | 全員賛成により原案のとおり可決する。 |
| 議第3号 | 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 教育総務課 長 | <p>先ほど、議第2号で説明したが、公益信託に関する法律の施行に伴い、教育長に対する権限の委任等に関する規則についても、所要の改正が必要となったため、今回お諮りするものである。</p> <p>今後は、知事が公益信託の認可等を行うことになるため、これまで教育委員会の権限を教育長に委任していた公益信託の引受けの許可に関することという項目について、削除を求めるものである。詳細は、資料4ページの新旧対照表を御覧いただきたい。</p> |
| 教 育 長 | 議第3号について、挙手により採決する。 |
| 教 育 長 | 全員賛成により原案のとおり可決する。 |
| 議第5号 | 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について |
| 特別支援 | 令和7年4月に岐阜豊学校高等部専攻科課程における情報処理科の募集を停止し、 |

| | |
|--|---|
| 教育課長 | ビジネス科を設置する学科改編を行った。この学科改編に伴い、令和8年度以降、在籍者が不在となる情報処理科について、所要の規定整理をするものである。今年度、岐阜豊学校高等部専攻科課程は理容科・情報処理科・ビジネス科を設置していたが、来年度以降、在籍者が不在となる情報処理科を削除し、理容科・ビジネス科に改めるものである。 |
| 教育長 | 議第5号について、挙手により採決する。 |
| 教育長 | 全員賛成により原案のとおり可決する。 |
| 議第6号 懲戒処分の指針の改正について | |
| 教育管理課長 | <p>本議案については、文部科学省から教職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、懲戒免職とするなど、厳正な処分を行うよう求められていることを踏まえ、他のわいせつ事案を含め、指針の見直しを行うものである。</p> <p>1点目、本県では公務外でわいせつ行為をした場合の標準的な処分量定の下限が戒告となっているが、他県ではすべて減給以上となっていることを踏まえ、改正するものである。</p> <p>2点目、いわゆる児童ポルノ禁止法に違反して、児童ポルノの所持、提供、製造等を行うことは、児童生徒性暴力等に該当することから、文部科学省の要請を踏まえ、標準的な処分量定を免職のみに改正するものである。</p> <p>改正の時期については、本日の審議で御承認いただけたら、即日適用し、関係機関に通知する。</p> |
| 教育長 | 議第6号について、挙手により採決する。 |
| 教育長 | 全員賛成により原案のとおり可決する。 |
| 事務局報告（政策） | |
| <p>(1) 第4次子どもかがやきプラン アクションプラン2026の策定について</p> <p>(2) 岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの改訂について</p> <p>(3) いじめ重大事態調査報告書の公表ガイドラインの改訂について</p> | |
| 特別支援教育課長 | <p>県の特別支援教育に関する推進計画である第4次子どもかがやきプランに位置付けた政策のうち令和8年度に実施する主な事業をまとめましたアクションプラン2026について報告する。</p> <p>今年度、第4次子どもかがやきプラン推進委員会を年3回開催した。主な意見は、資料にまとめたとおりである。これまで推進委員会において、「医療的ケア児の通学における保護者負担を軽減してほしい」「ICT機器を生徒が主体的に活用できるようにしてほしい」「高校の発達障がい等のある生徒の就労支援を充実してほしい」「教員が他校の授業を見合い、専門性を高める取組を進めてほしい」など意見をいただいた。これらの意見を踏まえ、来年度取り組むアクションプラン2026を策定した。</p> <p>アクションプラン2026の主な取組について説明する。</p> <p>政策1の3つ目の白丸。特別支援学校児童生徒の通学支援については、通学途中に医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援について、看護師と車両の手配が可能な事業者と連携したモデル事業を県内全域に広げて実施する。政策2の1つ目の白丸。発達障がいのある児童生徒の学びの充実については、巡回通級担当教員が、これまでの放課後セミナーに加え、授業参観や担任との面談等を行い、教育ニーズに応じた支</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>援の充実を図っていく。3つ目の白丸。ICTを活用した学びの充実については、ICT活用の好事例や、障がいに応じた効果的な指導方法を共有し、児童生徒のICTを活用した学びの充実を図る。次のページが一番上の白丸。社会へつなぐ職業教育・就労支援の充実については、公立高等学校に在籍する発達障がい等のある生徒の就労支援のために、要望に応じて、特別支援学校の就労支援コーディネーターや関係機関と連携する。政策3の1つ目の白丸。研修等の充実による教員の専門性の向上については、各特別支援学校の教員の授業力向上を目指し、他校の教員と学び合うことができる授業公開と、研究会を開始する。また、小・中学校等における発達障がい支援に関する専門性の向上のために、発達障がい支援コア・ティーチャー等が訪問相談支援を行う。</p> <p>2つ目の白丸。コア・スクールの活用による教員の専門性の向上については、コア・スクールが実施する専門領域に関する授業公開や相談支援等を通して、各特別支援学校における障がい種に応じた指導力の向上を図る。</p> |
| 打江委員 | <p>「職業教育フェア等」を通して働く力を育成する取組を充実し、企業に対して授業を公開されるとのこと。私は、県教育委員会や学校が、企業に対して発達障がい等について説明し、理解してもらうことが大切だと思っている。これを行うことで、各企業が発達障がい等についての理解が一層深まるのではないかとと思っている。</p> <p>もう1つは、弊社も登録している「働きたい応援団ぎふ」について。登録証が、前の教育長名となっているところが気にかかっている。今後考えていただきたい。</p> |
| 特別支援教育課長 | <p>応援団企業については、既に1,000社を超え、多くの企業に登録をいただいているところである。御指摘のとおり、企業に学校に来ていただき、授業を公開する中で、障がいについても学校から丁寧に説明することで理解を深めていただき、就労に結びつけていく取組をしていきたい。</p> <p>登録証については、登録をいただいた時の教育長の名前となっている。今後の扱いについては検討させていただく。</p> |
| 体育健康課長 | <p>本ガイドラインは、部活動及び地域クラブ活動に携わる学校関係者や地域クラブ指導者の活動指針、市町村や地域クラブ関係者が進むべき方向を示すものである。</p> <p>当課では、毎年、本ガイドラインに基づく管理職等対象の研修会を実施しており、部活動の教育的意義、活動時間、日数、安全・安心な運営指針として位置付けている。現行のガイドラインは、国が令和4年12月に策定した地域展開に関する指針を受け、令和5年3月に策定したものである。今回、国の改革推進期間3年間の最終年度を踏まえ、今後6年間の取り組み方針や、地域クラブ活動の認定制度の方向性が示されたことを受け、岐阜県版を策定した。策定にあたり、大学教授、スポーツ文化芸術団体関係者、教育関係者、保護者代表など、14名で構成したあり方検討会を4回開催し、検討を重ねてきた。来年度からの3年間で、休日の地域展開を定着させ、その後の3年間で、平日も含めた展開の定着を目指している。</p> <p>主なポイントを説明する。本ガイドラインは5部構成となっている。1と2は部活動の地域展開について。3は国公立私立中学校及び高校の部活動のあり方。4は大会等のあり方。5は参考資料となっている。</p> <p>5ページ。改革推進期間、これまでの3年間の成果として、休日部活動の91.9%が県内において地域展開された。また、指導者育成研修では2,245人に認定証を交付した。一方、運営団体の事務局整備、認定制度の導入、公費と受益者負担のバランス、教育的意義の継承を課題として整理している。</p> <p>8ページ。地域クラブのあり方と認定制度について。安全・安心な認定地域クラブ活動として、運営団体・実施主体の明確化や、持続可能な財政運営について示している。国のガイドラインでは、会費について具体的な数値は明示されていないが、県のガイドラインでは、あり方検討会の意見を踏まえ、国の予算資料を参考に、月額1,000円から3,000円程度を目安として示した。また、運営団体・実施主体の基盤強化、市町村教育委員会、競技団体等関係者間の連携体制の構築についても記載をしている。</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>11 ページ。活動時間については、国と同様に週 11 時間程度としつつ、県では、平日の活動状況を踏まえ、土日両方の活動も可能としている。これについては学校部活動も同様の扱いとしている。</p> <p>12 ページ。指導体制について。指導者の発掘育成、教師の兼職兼業等について掲載している。</p> <p>15 ページ。市町村による認定制度の導入の推進について。認定地域クラブ活動は補助事業の対象となることや、学校施設の優先利用が可能となり、将来的には中体連の大会参加資格等への影響も想定されている。認定要件には教育的意義の継承、活動時間・休養日の設定、低廉な参加費、適切な指導、安全体制の整備などが含まれている。</p> <p>16 ページ。学校部活動のあり方について。教育活動の一環としての位置付け、適切な運営体制、生徒のニーズに応じた環境整備を示し、活動時間は週 11 時間程度、休養日は 2 日以上としている。</p> <p>20 ページ。指導体制について、部活動指導員や社会人指導者の活用、また指導者の資質向上について記載している。</p> <p>22 ページ。配慮事項として、学校部活動の体制整備等について記載している。</p> <p>23 ページ。大会等のあり方について。認定地域クラブ活動による大会参加や競技団体が主催する平日の大会等の出席扱い、引率体制や安全確保について記載している。</p> <p>25 ページ。参考資料へのアクセスコード等を掲載している。</p> <p>現在本ガイドラインについては、市町村等にも照会をかけている。本日示したものについて内容の微修正をした上で、3 月中に完成する予定である。</p> |
| 教 育 長 | <p>特別支援学校中学部の部活動については、今のところ地域展開はないと思っているが、文部科学省は、特別支援学校の中学部についても、機会や体制があれば、地域展開を進めていくと言っているのか。それともこのことについて言及はないのか。</p> |
| 体 育 健 康 課 長 | <p>文部科学省からの言及はない。</p> |
| 打 江 委 員 | <p>子どもたちの人数が少なくなる中で、いくつかの学校から生徒が集まり、活動を行っていくという理解でよろしいか。</p> |
| 体 育 健 康 課 長 | <p>おっしゃるとおり。少子化により学校単独で部活動を成立できなくなってきたことが、地域展開を目指していく一番大きな理由になっている。したがって、近隣の学校等と連携をして 1 つのチームを作るという形で活動していくことを目指している。その活動を認定することで、より安全・安心、そして、ゆくゆくは中体連の大会等にも認定チームが増えていくという整理がされる見通しである。</p> |
| 学 校 安 全 課 長 | <p>公表ガイドラインとは、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項各号に規定している重大事態に関する調査報告書の公表について示すものである。令和 6 年 8 月に文部科学省がいじめ重大事態ガイドラインを改定した。学校安全課は、令和 7 年 4 月に、岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針を、定例教育委員会において説明し、改定した。本年度は、岐阜県いじめ重大事態調査報告書、ガイドラインの改定を行った。このガイドラインは、岐阜県教育委員会が、いじめ重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的な方針を明らかにするとともに、その方針等について、いじめを訴えた児童生徒及びその保護者やいじめを行った、またはいじめを行った疑いがある児童生徒及びその保護者に対し、わかりやすく正確に伝えることを目的としている。平成 25 年にいじめ防止対策推進法が成立、施行され、平成 26 年度よりいじめ重大事態調査が始まり、今までに 40 件の調査を行い、報告書はすべての調査で作成した。</p> <p>本年度までで、県立学校におけるいじめ重大事態調査報告書が公表された件数は 3 件である。公表は、被害者側の意向等により、学校安全課のホームページに報告書の</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>概要版を掲載している。なお、本会議に至る前に、岐阜県いじめ防止対策審議会において、御意見を賜り、法的な解釈の部分も含め、文言チェックをし、改定について了承を得ている。</p> <p>主な改定は4つ。1つ目。これまでは、いじめの「被害」及び「加害」児童という表記をしていた。この表記を、被害者を「対象」児童生徒、加害者を「関係」児童生徒に変更するというものである。2つ目。公表の意義や弊害の考え方に改定された重大事態ガイドラインの内容を記載すること。3つ目。公表について、必要に応じて、いじめを行った、またはいじめを行った疑いがある関係者側にも説明や確認をすることとなっている。4つ目。個人情報保護の考え方については、個人情報保護法に従うこと。また、文書全体の表記等を統一するため、一部文書を修正している。変更箇所の詳細は、1から4ページに示してあるとおりである。</p> |
| 事務局報告（その他） | |
| （1）岐阜県における全国レベルの表彰 | |
| 教育総務課長 | <p>文化部門について説明する。昨年12月から本年1月までに開催をされた大会における受賞者である。第29回全国児童生徒地図優秀作品展において、岐阜市立長良東小学校5年生の星野友美さんが奨励賞になったことをはじめ、8つのコンクール等で10人と3つの団体が優秀な成績を収めた。</p> <p>その他部分について説明する。本年1月に香川県で開催をされた第9回全国高校生花いけバトル全国大会で、県立岐阜商業高等学校のチーム「百はな」の2年生、鳥澤友結さんと、中嶋こころさんが3位として入賞をした。</p> |
| 議第1号 年度末退職者表彰について（非公開案件） | |
| <p>年度末退職者表彰について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p> | |
| 議第4号 退職手当の支給制限処分について（非公開案件） | |
| <p>退職手当の支給制限処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p> | |
| 議第7号 教職員の懲戒処分について（非公開案件） | |
| <p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p> | |
| その他 意見交換 | |
| 村上委員 | <p>岐阜県内でも麻しんが発生している。麻しんについては、予防接種の接種率は9割以上であるため、インフルエンザウイルスやコロナウイルスと同じように爆発的に広がることはありえないと思っている。しかしながら、ワクチン忌避の方、また、米国では、ワクチンを接種しないことでどんどん麻しんにより死亡する子どもも出てきている大変深刻な状況である。我が国においては麻しん、天然痘、小児麻痺（ポリオ）、それからこのほど風しんの4つのウイルスが、日本では排除されたという認定をWHOから受けているため、これらのウイルスは海外からの流入しかないわけである。麻しんは空気感染であり、その感染力は大変強い。インフルエンザウイルスやコロナウ</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>イルスの10数倍強い。ワクチンを接種しておらず、これまで罹患していない人に対してはあっという間に広まっていくことが予想される。だからこそ申し上げたいのが、特に、就学前の2期のMRワクチン接種率向上の支援をお願いしたい。全国的な傾向として、このワクチン接種の接種率が若干落ちている。やはりコロナウイルスのワクチンに対するネガティブな認識が、ワクチン全体に対してのネガティブな認識に繋がっているのではないかと考えている。もちろんワクチン忌避の方を翻意にするのは極めて難しいということは理解している。ただし、ワクチン忌避ではなく、ワクチンに恐怖を覚えて少し不安に思い迷っている保護者の方もお見えであるので、そのような方に就学前に2期のMRワクチンを確実に接種していただくことは、子ども、或いは周りの人々にとってもいいことだと思う。MRワクチンはコロナウイルスのワクチンとは違い、副反応はゼロと言っていいと思う。確実に接種していただくように、就学前の呼びかけをしていただくとよいかと思っている。</p> |
| 教 育 長 | 体育健康課長に伝えておく。 |
| 閉会 | |
| 15時42分、閉会を宣言する。 | |